

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 23 日現在

機関番号：32610

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780319

研究課題名(和文) 児童養護施設における措置変更に関する実証的研究

研究課題名(英文) Empirical study on the Placement Change Process in Children's Homes

研究代表者

島田 正亮 (SHIMADA, Masaaki)

杏林大学・医学部・助教

研究者番号：80580563

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：児童養護施設の職員に面接調査を行い、措置変更に至るプロセスを明らかにするとともに、措置変更に影響を与える要因や状況を明らかにした。措置変更プロセスは、子どもに関連する要因、職員に関連する要因、環境に関連する要因の3カテゴリーから構成される問題発生段階と、職員が検討の基礎となる観点を持ちながら、子どもの行動レベルでのアセスメントを行い、措置変更の最終的な判断を行うまでの検討段階の2段階となっていた。措置変更を促進する方向に働く要因としては、担当者の負担、生活の安全を守りきれない状況、施設内での意見の相違が、措置変更を抑制する方向に働く要因としては、対応の工夫、適切な環境の模索があげられた。

研究成果の概要(英文)：In this study an interview survey of children's home staff members was carried out, with the dual purposes of clarifying both the process leading up to a placement change and the factors and conditions that have an influence on placement change. The process of placement change was shown to be comprised of two stages: the problem emergence stage, composed of three categories of factors, those related to the children, those related to the staff members, and those related to the environment, and the review stage, in which, while the viewpoint that staff members are the foundation of the review is maintained, a behavior level assessment is conducted on the children, up to the point at which a final judgment on placement change is made.

研究分野：臨床心理学

キーワード：児童養護施設 措置変更

1. 研究開始当初の背景

虐待を受けた児童は情緒面・行動面での問題を呈することが多く、対応の難しさから困難な状況が生じやすい。藤岡(2009)や加藤(2009)は養育困難事例への対処に関する研究を行っている。一方、養育困難に陥った結果、児童養護施設から児童自立支援施設等へ措置変更となる児童も存在する。措置変更は児童への継続的なケアを妨げる側面を持ち合わせるため、できる限り避ける必要があると考えられる。しかし、措置変更に焦点をあてた研究は、職員との事例検討を報告した村井(2000)等わずかであり、知見の蓄積が急務である。

2. 研究の目的

本研究では、児童養護施設職員に対する面接調査を行い、児童養護施設において養育困難から措置変更に至った事例についての職員の語りをもとに、児童が措置変更に至るプロセスを明らかにするとともに、措置変更に影響を与える要因や状況を明らかにすることを目的とした。更には、措置変更を促進する要因と抑制する要因についての示唆を得ることを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 措置変更に関する研究はわずかであるため、先行研究の少ない領域の現象を扱う場合に適した研究方法である質的研究法を用いることとした。

(2) 措置変更は、児童養護施設の養育実践の中で生じる現象である。現場での実践における現象を捉えるためには、それを経験した当事者である職員の語りを十分に聞き取り、その内容を分析データとして、丁寧に分析を進めることが必要である。質的研究法の中でもグラウンデッド・セオリー法(以下、GTAとする)は、当事者の語りに根ざした理論を構築することに優れた方法であるため、本研究ではGTAを採用することとした。

(3) 本研究への協力が得られた児童養護施設の職員に対して、面接調査への協力を依頼した。本研究の目的、プライバシーの保護、倫理面への配慮等について十分に説明した上、面接調査への同意書に署名することに承諾した職員20名を調査協力者とした。

(4) 面接調査への協力を同意した職員に対して、半構造化面接を実施した。語りの内容が児童の措置変更プロセスから離れたと思われる場合には、その都度調査協力者に確認し、適宜修正していった。面接調査時には、事前に調査協力者の了承を得た上で、ICレコーダーに面接調査の内容を録音した。録音した音声記録は逐語記録化し、USBメモリーに保存した。

(5) より具体的にデータに密着できるよう、分析テーマと分析焦点者を設定した。分析テーマは「養育困難により児童養護施設から児童自立支援施設へ児童が措置変更となるプロセスにおいて、どのような要因や状況が関与しているのか」とした。また、分析焦点者は、「児童養護施設において、児童の措置変更を経験した職員」とした。

(6) 分析作業はデータ収集と同時並行で行い、分析の経過に応じてデータを追加収集し、適宜モデルを修正していった。分析作業の進め方としては、面接調査の音声記録から逐語記録を作成し、それを分析データとした。

逐語記録を十分に読み込み、分析テーマと関連していると思われる部分を取り出した。

取り出した部分の内容を、分析焦点者の視点から解釈して具体例として分析ワークシートに記入した。いくつかの類似した具体例を集めてまとめ、共通する内容を読み取り、概念名をつけた。15名の分析を終えたところで、新たな概念が生成されなくなったため、理論的飽和に達したと判断した。豊富な具体例を得るために、更に5名の分析を同様に行った。生成された概念の中で類似するものをまとめて、サブカテゴリーを生成した。更に類似するサブカテゴリーをまとめてカテゴリーを生成した。カテゴリー間の関係について検討し、カテゴリー関連図を作成した。以上の分析作業を、スーパーバイザーの指導を受けて行った。また、分析終了後の結果については、児童養護施設での実践に詳しい大学教員にチェックを受け、質的研究法で求められる結果の信憑性や解釈の妥当性を得ることに努めた。

4. 研究成果

(1) 調査協力者20名の面接調査で得られた音声記録から作成した逐語記録から348個の意味のある文脈をデータとして抽出した。分析の結果、348個のデータから42個の概念が生成された。各概念について相互の関連性を検討し、類似した概念をまとめた結果、13個のサブカテゴリーが生成された。更にサブカテゴリーについて相互の関連性を検討し、類似したサブカテゴリーをまとめた結果、最終的に4個のカテゴリーが生成された。

以下、生成されたカテゴリーを【 】で、サブカテゴリーを < > で、概念を < > で、それぞれ表記する。

(2) 生成されたカテゴリーは、【子どもに関連する要因】、【職員に関連する要因】、【環境に関連する要因】、【処遇方針の検討】、の計4個であった。

(3) 【子どもに関連する要因】を構成するサブカテゴリーは、安全な生活を脅かす行為、本人の問題、社会的逸脱行動の計3個であった。

安全な生活を脅かす行為 を構成する概念は、<子どもへの暴力>、<職員への暴力>、<性的問題>の計3個であった。本人の問題 を構成する概念は、<自傷行為>、<不登校>、<児童自立支援施設との境界ケース>の計3個であった。社会的問題行動 を構成する概念は、<万引き・盗み>、<夜間徘徊>、<性的逸脱行為>、<喫煙・飲酒>の計4個であった。

(4)【職員に関連する要因】を構成するサブカテゴリーは、 担当者の負担 ， 対応の工夫 の計2個であった。

担当者の負担 を構成する概念は、<対応のしにくさ>、<責任の重さ>、<時間の足りなさ>、<関係性から生じる困難>、<バーンアウト>、<不安を抱えながらの対応>、<余裕もてなさ>、<疲弊>の計8個であった。 対応の工夫 を構成する概念は、<チーム対応>、<サポート体制>、<子どもとの信頼関係作り>の計3個であった。

(5)【環境に関連する要因】を構成するサブカテゴリーは、 生活を守りきれない状況 ， 施設内での意見の相違 ， 適切な環境の模索 の計3個であった。

生活を守りきれない状況 を構成する概念は、<職員体制による限界>、<施設の形態による限界>、<職員の不十分な対応>の計3個であった。 施設内での意見の相違 を構成する概念は、<職員個人間での意見の相違>、<グループ間での意見の相違>の計2個であった。 適切な環境の模索 を構成する概念は、<既存システムへのとらわれ>、<子どもの特性に合わせた養育形態>の計2個であった。

(6)【処遇方針の検討】を構成するサブカテゴリーは、 一時的生活の場 ， 検討の基盤となる観点 ， 行動レベルでの判断要素 ， 最終的に判断する観点 ， 関係機関 の計5個であった。

一時的生活の場 を構成する概念は、<一時保護>、<特別体制>の計2個であった。

検討の基盤となる観点 を構成する概念は、<可能な限り養育する基本姿勢>、<他児の生活や安全・安心への影響>、<担当寮の判断が優先される>の計3個であった。

行動レベルでの判断要素 を構成する概念は、<問題行動がくり返される>、<性的問題は措置変更に直結しやすい>、<集団生活に適應できない>、<指導にのらない>の計4個であった。 最終的に判断する観点 を構成する概念は、<措置変更のメリット>、<措置変更のデメリット>、<子どもの課題に適した場所の選択>、の計3個であった。

関係機関 を構成する概念は、<児童相談所>、<医療機関>の計2個であった。

(7) 以上のように生成された各カテゴリー、

サブカテゴリー、概念の関連を分析した結果、「児童養護施設における児童の措置変更プロセス」のカテゴリー関連図が作成された。

(8) 措置変更のプロセスは、【子どもに関連する要因】、【職員に関連する要因】、【環境に関連する要因】の3カテゴリーから構成される問題発生段階と、職員が検討の基礎となる観点をもちながら、子どもの行動レベルでのアセスメントを行い、措置変更の最終的な判断を行うまでの検討段階の2段階となっていることが示された。

(9) 措置変更を促進する方向に働く要因としては、 担当者の負担 ， 生活の安全を守りきれない状況 ， 施設内での意見の相違 ， があげられた。一方で、措置変更を抑制する方向に働く要因としてあげられたのは、 対応の工夫 ， 適切な環境の模索 であった。措置変更を抑制するためには、子どもの特性に合わせた柔軟な養育システムの構築が求められることが示唆された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

島田正亮 児童養護施設における措置変更に関する要因の検討 - 若手職員への面接調査から - . 杏林大学研究報告 養育部門 33, 33 - 39, 2016. 査読無

〔学会発表〕(計4件)

島田正亮、菅野恵 児童養護施設における措置変更プロセスに関する研究 - 職員支援の視点からの分析 - . 日本心理臨床学会第35回秋季大会, 横浜, 2016年9月4日 - 7日 .

島田正亮、菅野恵 児童養護施設における措置変更プロセスに関する研究 . 日本学校メンタルヘルス学会第19回大会, 東京, 2016年1月30日 - 31日 .

島田正亮 児童養護施設における措置変更要因と職員の心理的負担について . 日本ヒューマン・ケア心理学会学術集会第17回大会, 東京, 2015年9月26日 - 27日 .

島田正亮、菅野恵、前川あさ美 児童養護施設における措置変更に関する要因の検討 若手職員への面接調査から . 日本心理臨床学会第33回秋季大会, 横浜, 2014年8月23日 - 25日 .

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

島田 正亮 (SHIMADA, Masaaki)

杏林大学・医学部・助教

研究者番号：80580563

(2)研究分担者

なし()

(3)連携研究者

なし()

(4)研究協力者

なし()